

## 特定会員制度の創設について

2018年7月10日

SiC アライアンス事務局長 戸田

2018年6月27日の総会において、定款が改定され、新たに特定会員の制度が作られました。

特定会員は、中小企業の方々に数多く SiC アライアンスの活動に参画いただきたいとの想いから創設され、以下のような規定となっています。

【特定会員の定義】 当法人の目的に賛同し入会した中小企業規模の法人もしくは団体

\* 中小企業の定義：中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用

【特定会員の権利】

- ・総会やシンポジウムなど SiC アライアンス主催の会に1名参加可能
- ・ワーキンググループの活動に委員として1WGのみ参画可能
- ・SiC アライアンスホームページの会員限定ページにアクセス可能（ID、パスワードを付与）

\* 正会員と特定会員、準会員、準個人会員の権利と会費、以下です。

（中小企業の会員の方々は、入会時、あるいは年度毎に正会員・特定会員の選択が可能です。）

### 会員種別による権利と会費

内容	正会員	特定会員	準会員	準個人会員
委員会・WGへの参画	人数制限なし	1つのWGへの参加	人数制限なし	本人のみ
研究会・シンポジウムへの参加	人数制限なし	1名参加	人数制限なし	本人のみ
Web閲覧	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
議決権	あり	無し	無し	無し
年会費	30万円	6万円	無償	無償

\* 年会費は、途中入会の場合、その年度の残月数に年会費の1/12を乗じた額とする。

\* 準会員、準個人会員の定義は、以下です。

【準会員の定義】 当法人の目的に賛同し当法人の活動を支援する大学、公的研究機関もしくはこれらに所属する個人

【準個人会員の定義】 日本国内において、SiCに関する研究開発及び事業を行う法人を退職した個人、

又は、SiCアライアンスの活動に貢献する意志のある個人

以上